

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計
 コンストラクション・マネジメント業務委託
公募資料への事業者からの質問に対する回答について

- 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計コンストラクション・マネジメント業務委託公募資料への事業者からの質問に対する回答を公表します。
- 質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和8年4月17日

鹿児島県

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計コンストラクション・マネジメント業務委託公募資料への事業者からの質問に対する回答について

No.	資料名	頁 項目	質 問	回 答
【履行期限】				
1	プロポーザル実施要領	P1・2(4)	履行期限が令和10年7月31日となっておりますが、業務期間の延長はありうるという理解で宜しいでしょうか。	現段階では業務期間の延長は想定しておりません。
2	プロポーザル実施要領	P1・2(4)	業務期間が延長となった場合は、業務費に関しては別途協議させていただくという理解で宜しいでしょうか。	現段階では業務期間の延長は想定しておりませんが、仮に業務期間が延長となる場合は、別途協議させていただきます。
【参加資格要件】				
3	プロポーザル実施要領	P1・3(8)	共同企業体で参加の場合、参加資格要件にあります実績については、代表構成員（会社）の実績のみと考えて宜しいでしょうか。	共同企業体の場合、参加資格要件として実施要領3(8)に示す実績を、代表構成員が有することとします。
4	プロポーザル実施要領	P1・3(8)	類似業務は公共・民間プロジェクトを問わないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
5	プロポーザル実施要領	P2・3(9) イ	主任技術者の保有資格について、記載されている資格ごとに点数の差異はないという理解でよろしいでしょうか。	主任技術者の保有資格について、資格ごとに点数の差異を設けるか否かについては、現在検討中です。 なお、昨年度実施した設計業務公募型プロポーザルの審査においては、配置予定技術者の資格ごとに点数の差異を設けたところです。

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計コンストラクション・マネジメント業務委託公募資料への事業者からの質問に対する回答について

No.	資料名	頁 項目	質 問	回 答
【応募書類・様式】				
6	プロポーザル実施要領	P3・7(1) 様式2	共同企業体として参加する場合に提出する「共同企業体協定書」は写しを提出する認識でよろしいでしょうか。	「共同企業体協定書」は原本での提出となります。
7	プロポーザル実施要領	P3・7(1) 様式3	共同企業体で参加の場合、業務実施体制の評価に構成員（会社）の類似業務実績や技術者資格要件は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	共同企業体の場合、参加資格要件について、類似業務実績は、代表構成員が有すること、配置予定技術者の資格要件は、共同企業体として満たすことで足りす。 様式3の参加資格要件確認申請書については、構成員ごとの提出を求めているため、構成員によっては「否」となる場合もありますが、そのこと自体をもって業務実施体制の評価に影響することはありません。
8	プロポーザル実施要領	P3・7(1) 様式3 別紙 様式4	共同企業体で参加の場合、「役員等名簿」及び「事業者概要書」は、代表構成員（会社）のみの記載で宜しいでしょうか。	共同企業体で参加の場合、「役員等名簿」及び「事業者概要書」については、構成員全社分の提出が必要です。
9	プロポーザル実施要領	P3・7(1) 様式5	類似実績調書に10件の記載欄がありますが、件数および公共・民間の別による配点の優劣はありますか。	類似実績調書は、参加資格要件を確認するものであり、評価の対象ではありません。なお、実績については、公共・民間の別は問いません。
10	プロポーザル実施要領	P3・7(1) 様式5 様式6	添付する業務実績の内容が確認できる書類を証明する資料は、守秘義務の観点から、契約金額、また個人情報等に係る箇所は黒塗り等で非表示とさせていただいて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計コンストラクション・マネジメント業務委託公募資料への事業者からの質問に対する回答について

No.	資料名	頁項目	質問	回答
11	プロポーザル実施要領	P3・7(1)様式5	類似業務実績調書の（注）に記載の「3. 上記の記載内容が確認できる資料」について、具体的に想定されている資料があればご教示ください。	業務委託契約書、TECRIS、業務委託仕様書などの写しを想定しています。
12	プロポーザル実施要領	P3・7(1)様式6	記載内容が確認できる資料は提案者のホームページ等の写しで問題ないか？	提案者のホームページ等の写しは不可とします。記載内容が確認できる資料は、業務委託契約書、TECRIS、業務委託仕様書などの写しを想定しています。
13	プロポーザル実施要領	P3・7(1)様式6-1	管理技術者の直接的・恒常的雇用関係を照明する書類は、氏名、入社日を記載した弊社が発行する雇用証明書で証明できるという認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
14	プロポーザル実施要領	P3・7(1)様式6-1	「直接的・恒常的雇用関係を証明する書類」の提出は管理技術者のみ必要との認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
15	プロポーザル実施要領	P3・7(1)様式6-7	「6-7工事施工計画」の配置予定技術者は工事段階のCM業務の実績は使用可能でしょうか。	配置予定技術者調書については、業務実績として、基本設計もしくは実施設計に係るCM業務の実績を御記入ください。

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計コンストラクション・マネジメント業務委託公募資料への事業者からの質問に対する回答について

No.	資料名	頁項目	質問	回答
【企画提案書の作成方法】				
16	プロポーザル実施要領	P3・7(2)ア②	「必要に応じて A 4 版横又は A 3 版での作成も可とする。」との記載がありますが、仮に A 3 版で作成した場合であっても、当該提案書は 1 枚として枚数をカウントしてよろしいでしょうか。	A 3 版についても A 4 版と同じく 1 枚とカウントします。ただし、A 3 版は図表等を用いる場合に限定しています。
17	プロポーザル実施要領	P3・7(2)ア②	A 4 と A 3 の使い分けについて具体的な指定はありますか。	A 3 版は図表等を用いる場合に限定しています。
18	プロポーザル実施要領	P3・7(2)イ	「別紙「審査基準」の審査項目及び提案内容に対応するよう、とあるが、審査項目①～④の順番通りに企画提案書を構成する必要があるか？それとも審査項目①～④の内容が網羅されておけば、企画提案書内にて提案内容の順番を入れ替えても問題ないか？	企画提案書の構成については、審査基準に示す審査項目①～④の順番どおりとならなくても問題ありません。但し、各審査項目及び提案内容に対応するよう、分かりやすく、かつ簡潔・明瞭な記載となるよう、作成してください。
19	プロポーザル実施要領	P3・7(2)イ	設計者の関与する基本設計・実施設計以外の業務（例：開発行為）も本業務の対象に含まれると考えて宜しいでしょうか。	法令等（都市計画法に基づく開発許可手続きを含む）に基づく許認可申請に係る手続きの進捗確認は本業務の対象に含まれます。

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計コンストラクション・マネジメント業務委託公募資料への事業者からの質問に対する回答について

No.	資料名	頁 項目	質 問	回 答
20	プロポーザル実施要領	P3・7(2) イ	CM業務におけるコスト管理の前提となる概算工事費について、鹿児島県が想定している設定（上限）があればご教示ください。またなければ設計段階で開示されるかご教示ください。	<p>昨年度実施した設計業務公募型プロポーザルにおいて、概算工事費の上限額は設定していません。 設計段階においても概算工事費の上限額はお示しませんが、設計者との間で建設コストの抑制も念頭に置きながら、協議・調整を行うこととしております。</p> <p>（参考） 鹿児島県議会令和7年第1回定例会の文教観光委員会（令和7年3月13日）において、令和7年3月時点の推計として、建設費406億の推計値を提示しました。（この推計値は、基本構想に基づく観客席数を削減し建設コストを17億円削減した場合を想定） その後、観客席数を削減することによる建設コストの抑制よりも、経済波及効果を優先する方が、県全体としては有益と判断し、基本構想に基づく観客席数とすることを前提に設計を行うこととしました。</p>
21	プロポーザル実施要領	P3・7(2) イ	発注者および設計者の情報管理において、webブラウザ上で稼働するクラウドストレージサービス（box等）の使用は可能でしょうか。	webブラウザ上で稼働するクラウドストレージサービスの使用については、契約後に協議することとなります。
22	プロポーザル実施要領	P3・7(2) イ	「真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと」とありますが、企業名が分かるものも同様の扱いでしょうか。	御理解のとおりです。

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計コンストラクション・マネジメント業務委託公募資料への事業者からの質問に対する回答について

No.	資料名	頁 項目	質 問	回 答
【審査方法等】				
23	プロポーザル実施要領	P3・8(3)	プレゼンテーション・ヒアリングの日時について参加者のスケジュール確保のため、早めに開示頂きたい。	詳細については、別途通知します。
24	プロポーザル実施要領	P3・8(3)	プレゼンテーション・ヒアリングについて、現時点で参加人数上限の想定がありましたらお教えてください。	詳細については、別途通知します。
25	プロポーザル実施要領	P3・8(3)	プレゼンテーションの参加者は、管理技術者が必須と考えてよろしいでしょうか。 また、参加者数の制限などはありますでしょうか。 (管理技術者のほか、主任技術者から3名を含めた計4名参加など)	詳細については、別途通知します。
26	プロポーザル実施要領	P3・8(3)	プレゼンテーション・ヒアリングの時間は、プレゼンテーション：20分、ヒアリング：20分、計40分程度と考えてよろしいでしょうか。	詳細については、別途通知します。
27	プロポーザル実施要領	P3・8(4)	「審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知」との記載がありますが、貴県HPなどでの公表はありますでしょうか。	審査の結果は、鹿児島県ホームページでの公表も予定しております。

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計コンストラクション・マネジメント業務委託公募資料への事業者からの質問に対する回答について

No.	資料名	頁 項目	質 問	回 答
【契約の締結】				
28	プロポーザル実施要領	P4・9(3)	本業務の契約は県契約書式にて締結とありますが、契約書式を提示いただけませんか？	本県が定める業務委託契約書の標準書式(別紙)に、必要事項を加える等して契約締結することを想定しています。ただし、第11条の前金払は削除する予定です。
【業務仕様書】				
29	業務仕様委託書(案)	P4・6(1) P5・7(1)	定例打合せ(2週間に1回程度を基本)、月間業務報告とあるが、提案にて現地訪問での開催・WEBでの開催(併用)等の開催方法を提案してもよいか？	御理解のとおりです。
30	業務仕様委託書(案)	P4・6(1)	会議の参加方法について、現地での対面参加のほか、WEB会議を併用しての参加も可能と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
31	業務仕様委託書(案)	P3・5(2) (3) P4・6(1) P6・別紙 26	5業務内容の「進捗状況について、設計者から適宜報告を受け」と事業者役割分担表の「設計者が主宰する設計業務に係る打ち合わせ」は同義と理解してよろしいか？ および頻度については6業務要件イに規定された「2週に1回程度を基本」と想定すればよいか？	5業務内容の「進捗状況について、設計者から適宜報告を受け」と事業者役割分担表の「設計者が主宰する設計業務に係る打ち合わせ」とは同義ではありません。 「進捗状況について、設計者から適宜報告を受け」については、状況に応じて随時、設計者からの報告を受けることを想定しています。 「設計者が主宰する設計業務に係る打ち合わせ」とは、定例打合せを指し、2週間に1回程度を基本とします。

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計コンストラクション・マネジメント業務委託公募資料への事業者からの質問に対する回答について

No.	資料名	頁項目	質問	回答
32	業務仕様委託書(案)	P6・別紙7、17	「別紙 事業関与者役割分担表」の「基本設計・実施設計の内容確認」にある「7 基本設計・実施設計内容(設計図書)の検証(コスト・品質・施工性など技術的課題を含む)」および「17 その他、基本設計・実施設計の成果品の検証」について、「設計業務 仕様書 別紙4 成果品リスト」に規定されている設計計算書等の各種計算書は除かれるという理解で宜しいでしょうか。	お尋ねの検証業務には、「設計業務 仕様書 別紙4 成果品リスト」に規定されている設計計算書等の各種計算書も含まれます。県が検収を行うにあたり必要に応じて検証・助言等を求めることを想定しています。
33	業務仕様委託書(案)	P6・別紙11	「別紙 事業関与者役割分担表」の「基本設計・実施設計の内容確認」にある「11 コスト推移の検証・管理」の「作成」は、設計各段階に発生した(設計VEの採用などによる)工事費の変動の推移を管理する業務という理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
34	業務仕様委託書(案)	P6・別紙18	別紙「事業関与者役割分担表」の「基本設計・実施設計の内容確認」において、「18. ワークショップ等への協力」とありますが、ワークショップ開催の場所・人数規模・回数等の想定をご教授いただけますでしょうか。また役割分担として「協力」とありますが、ワークショップへの同席(陪席)程度の理解でよいでしょうか。	ワークショップの開催時期や内容等については、設計者と今後、調整することとしています。役割分担の協力としては、例えば、ワークショップ参加者からCMに関する質疑が行われた場合、対応していただくことなどが想定されます。
35	業務仕様委託書(案)	P6・別紙27	別紙「事業関与者役割分担表」の「共通業務」において、「27. 付帯設備工事に関する打ち合わせ」とありますが、付帯設備とは、一般的な体育施設整備に必要な各種スポーツ器具や多目的利用のためのイベント音響・照明などの特殊設備を指し、家具・什器(FF&E)は含まないという理解で宜しいでしょうか?	お尋ねの内容のうち、各種スポーツ器具や家具・什器は「付帯設備工事に関する打ち合わせ」の対象に含みます。一方、コンサートやMICEといった多目的利用の際の特殊な音響・照明については、各主催者による設置を想定しているため、「付帯設備工事に関する打ち合わせ」の対象には含みません。ただし、これらの設置が可能な設計となっているのか等について、CM事業者からの助言・検証等を想定しています。

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計コンストラクション・マネジメント業務委託公募資料への事業者からの質問に対する回答について

No.	資料名	頁 項目	質 問	回 答
【その他】				
36	設計者提案 について		具体的な業務の提案を行うため、「設計業務公募型プロポーザル」の一次提案書において設計者から提示されている業務工程等、設計スケジュールが分かる情報を開示頂けないでしょうか。	昨年度実施した設計業務公募型プロポーザルの一次提案書については、公表を前提としていないため、現時点では御提供できません。必要であれば、事業者の決定後、決定した事業者に対し御提供します。 なお、二次提案書にもスケジュールが記載されておりますので御覧ください。
37	その他		計画内容が法令等に適合しているかの確認は設計者の責にて行われるものとし、本業務の受託者の責の対象外との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務を終了したときは、遅滞なく、甲に対して委託業務終了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務終了届を受理したときは、その日から 日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。

5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を甲に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、前条第5項の引渡しの日から起算して 箇月以内に判明した目的物の契約不適合を甲の指定する期限までに修補するものとする。

2 甲は、前項の契約不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(業務委託料の支払)

第10条 乙は、第8条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、甲に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。

2 甲は、前項の書面を受理したときは、その日から 日以内に業務委託料を支払うものとする。

~~——(前払金)——~~

~~**第11条** 乙は、連帯保証人を立てたうえ、甲に対して業務委託料の10分の 以内の前払金を請求することができる。~~

~~2 前項の保証人は、乙の債務不履行の場合の遅延利息その他の損害金の支払を保証しなければならない。~~

~~*参考： 土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量に係る委託契約の前払金条
項 (昭和53年4月19日付け 会計課長通知)~~

~~——(前払金)——~~

~~**第11条** 乙は、委託料の額が100万円以上の契約について、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結して、甲に対して委託料の額の10分の3以内の前払金の支払を書面により請求することができる。~~

~~2 乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。~~

~~3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に前払金を支払うものとする。~~

(一部完了部分の引渡し)

第 12 条 委託業務の一部が終了し、かつ、可分であるときは、甲は当該部分の引渡しを、乙は当該部分に相応する業務委託料の額（以下「一部完了額」という。）を請求することができる。

2 前項の場合においては、第 8 条及び第 10 条の規定を準用する。

3 乙が前払金を受けている場合において、第 1 項の規定により請求することができる額は、前払金額に前項の規定により準用する第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定による検査に合格した完了部分の業務全体に対する割合を乗じて得た金額を第 1 項の額から減じたものとする。

$$\text{請求額} = \text{一部完了額} - \text{前払金額} \times \frac{\text{一部完了額}}{\text{業務委託料の額}}$$

(業務遅延に対する遅延利息)

第 13 条 乙がその責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の遅延利息の額は、履行期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、業務委託料の額（委託業務が可分のものであるときは、業務委託料の額から一部完了額を控除した額（その額が 100 円未満であるときはその額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。））に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額（その額が 100 円未満であるときはその額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第 14 条 甲がその責めに帰すべき理由により第 10 条第 2 項に規定する期間内に業務委託料の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払業務委託料の額に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第 2 条及び第 3 条の規定に違反したとき。

(3) 前 2 号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有

しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。)が、鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(クに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、業務委託料の額の100分の10に相応する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認めるときは、委託業務の一部完了部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、その一部完了額を支払うものとし、その支払金額は、甲乙協議して定めるものとする。

(前払金の返還)

第16条 前条第1項の規定により契約が解除された場合において、前払金を受けた乙は、前払金額から前条第3項の規定による支払金額を控除してなお余剰があるときは、その余剰額に利息を付して甲に返還しなければならない。

2 前項の利息の額は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、前項の余剰額(その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)に対して年3.0パーセントの割合で計算した額(その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)とする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

*参考： 委託業務が個人情報を取り扱う事務である場合の秘密の保持に関する条項

(平成 15 年 2 月 19 日付け 総務部長通知 平成 27 年 12 月 28 日改正)

(秘密の保護)

第 17 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）であるときは、「個人情報取扱特記事項（特定個人情報用）」）に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

(委託業務の調査等)

第 18 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約に関する紛争等の解決)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。（注 1）

この契約の締結を証するため、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。（注 2）

（注 1）の部分は、契約書について紙をもって作成する場合に記載する。

（注 2）の部分は、契約書について電磁的記録をもって作成する場合に記載する。

年 月 日

甲 鹿児島県

契約担当者 住 所

職・氏名

印

乙 住 所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印